

平成 30 年 8 月 24 日
総 務 局
公立大学法人首都大学東京

首都大学東京等の名称変更について

東京都と公立大学法人首都大学東京は、首都大学東京など2つの大学と法人の名称を、平成 32 年 4 月から変更するための手続きを進めていくこととしましたので、お知らせします。

18 歳人口の減少や大学間競争が激しさを増している中、教育研究成果の都政への還元など、都との連携を一層強化する取組を進め、都立の大学であることをわかりやすく発信してまいります。

1 変更後の名称

○大学・高専名

- ・ 「首都大学東京」 ⇒ 「東京都立大学」
- ・ 「産業技術大学院大学」 ⇒ 「東京都立産業技術大学院大学」
- ・ 「東京都立産業技術高等専門学校」(※変更なし)

○法人名

- ・ 「公立大学法人首都大学東京」 ⇒ 「東京都公立大学法人」

2 変更時期

平成 32 (2020) 年 4 月 1 日 (予定)

3 今後の手続き (予定)

- ・ 平成 30 年 10 月 名称変更について、文部科学省に事前相談 (法人)
- ・ 平成 31 年 2 月 公立大学法人の定款変更等の都議会への付議 (都)
- ・ 平成 31 年 4 月 文部科学省へ名称変更を届出 (法人)

【問い合わせ先】

総務局総務部企画計理課

電話：03-5388-2289

公立大学法人首都大学東京経営企画室企画財務課

電話：03-5990-5385